

平成29年8月16日

「同一日に複数の案件を入札する場合の配置可能（専任等）な技術者等の数を超える件数の入札」について

- ①指名競争入札の電子入札で、同一日に複数の案件を入札する場合において、配置可能（専任等）な技術者等の数を超える件数の入札案件に入札するときは、入札書受付開始日の午後5時までに落札可能届を提出しなければならない。
- ②落札可能届に記載された案件について、開札中に落札可能件数を満たした場合は、これ以後の案件の入札は辞退したものとみなし、提出された入札書を無効とする。
- ③落札可能届の提出がなく、落札した後、技術者等の不足を理由に契約を辞退した場合は、鏡野町建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱第2条を適用する。

※「落札可能届」の様式は、鏡野町ホームページ⇒事業者の方へ⇒入札・契約⇒様式集⇒建設工事欄の「入札時」に掲載しています。